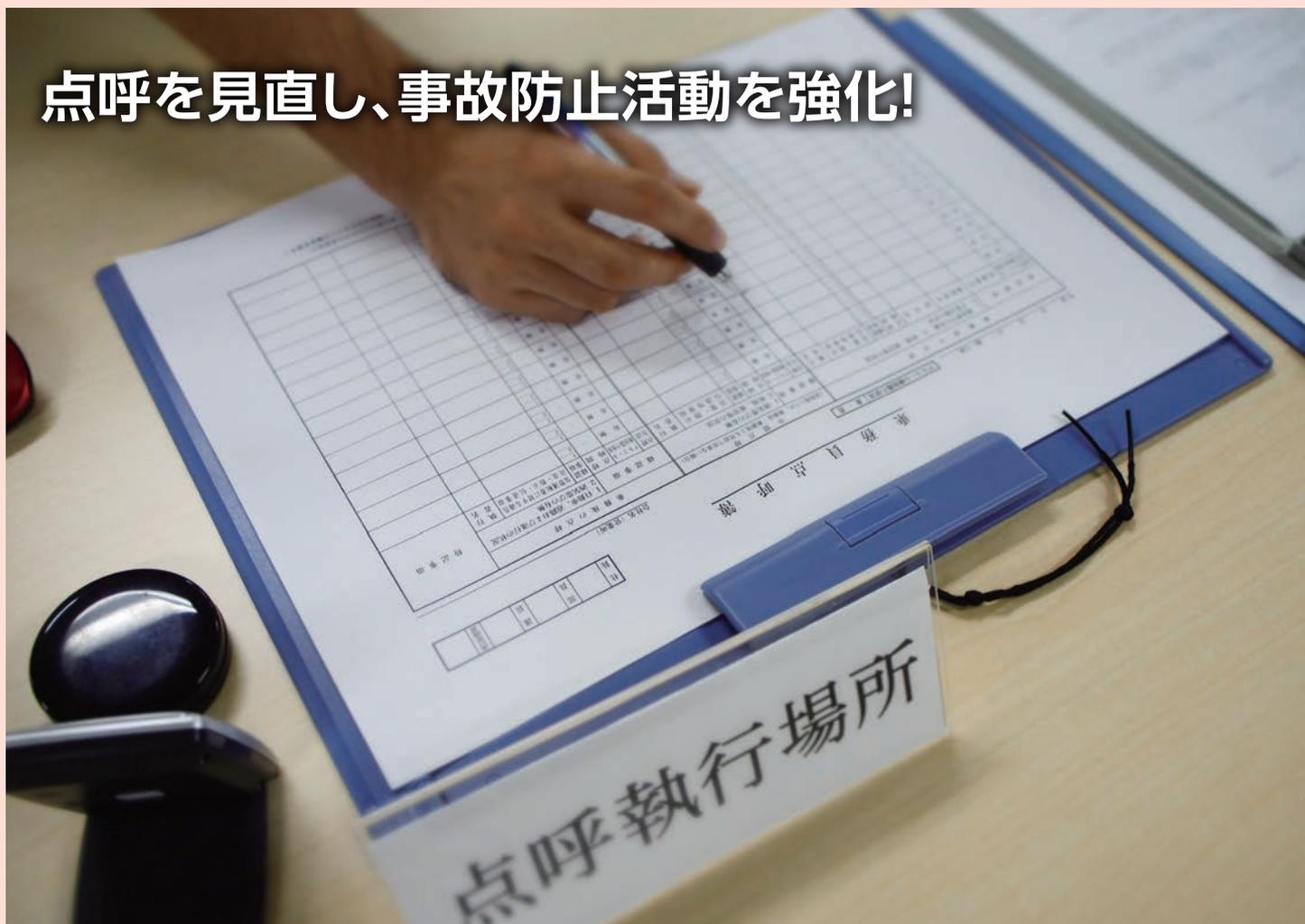


点呼実施状況チェックサービスのご案内

点呼を見直し、事故防止活動を強化!



お客様の声



自社の点呼を第三者の目線で**客観的に評価**してほしい!

点呼の**重要性と改善点**が良く分かった!



事業所間の点呼の**バラつき**が明らかになった!

点呼の**改善すべきポイント**が明確になった!



サービス内容

実際の点呼実施状況をモニタリングを通じて、法令に則った事故防止、或いは未然防止効果の見込まれる出発前点呼を実施するためのヒントをご提供するものです。具体的には、理想的な点呼とお客様の現場での実施状況の比較により、安全管理に不足していると思われる点、改善すべき点についてご提案し、具体的な実効性のある点呼の執行方法について指導させていただきます。

更にご希望により、研修実施3か月後に再度のモニタリングを実施し、研修成果の定着化を確認します。

研修内容(例)

●モニタリング実施後の研修

内容	所要時間	研修形式
1. 講義 (1)「点呼」の必要性 (2)「点呼」の具体的な流れ ①「点呼」のための環境整備 ②基本的な点呼 ③一歩進んだ点呼 (3)まとめ	40分	講義
2. 「点呼」の確認 ・模範的な出発前点呼の映像視聴 ・自社点呼との比較 ・講師による講評	40分	DVD確認等
3. 「点呼」の実習 ・ロールプレイング	40分	実習
4. まとめ	40分	講義

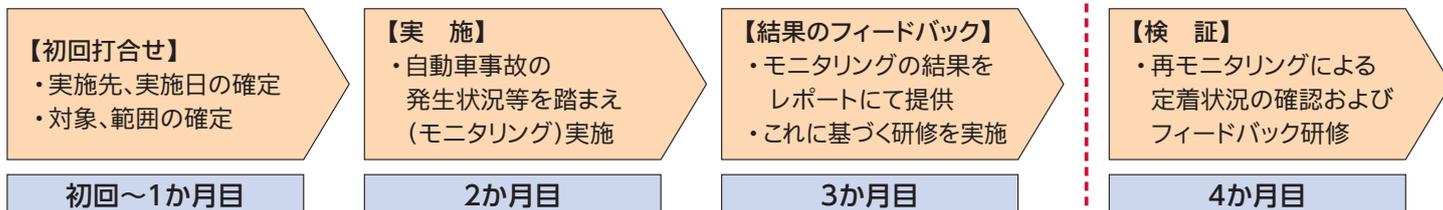
●成果確認研修(オプション)

内容	所要時間	研修形式
1. 研修後の「点呼」の変化について ・3か月前の「点呼」との比較 ・講師による講評	40分	DVD等比較
2. まとめ	10分	講義

※研修内容は、ご相談のうえ決定いたします

サービスの流れ(例)

基本パターン



ご希望によるオプション

点呼とは

管理者が運転者の乗務の可否を判断をする場であり、自動車の事故防止には大切な役割を担っています。点呼の実施は法律でも義務付けられています。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則」(施行日:平成29年7月18日)

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

「旅客自動車運送事業運輸規則」(施行日:平成29年12月1日)

(点呼等)

第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。



SOMPOリスクマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

モビリティコンサルティング部
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル
TEL 03-3349-5435
〈公式ホームページ〉<http://www.sompo-rc.co.jp>
SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先